

選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書

夫婦とは、結婚する際に夫婦どちらかの姓を同じにするということが基盤となり、それが夫婦、親族、生まれてくる子供との絆となり、一体感のある家族が生まれてくる。これにより、親子共に、家族の一員としての意識・愛・思いやりの心が深いものになり、地域の貢献へと広がっていくものである。

この夫婦同姓制度は、日本では、日常私達に定着し自然な形態である。結婚と同時に姓が同じとなり、誰もが結婚を実感し同じ姓で呼ばれる事を喜びと感じる。そして新たな家庭を築く希望となる方が多数である。婚姻後の仕事上、旧姓を望む方は、通称名に旧姓を使用されている方もおられる。

このように、祖先代々から守り継がれた家名を次の世代へと受け継いできているが、選択的夫婦別姓制度はその家名が途絶えることとなる。

家族で違う姓であることにより、他人同士の共同生活のような感覚であり、その家族は、姓の違う夫婦や子供に対して愛情や責任感が薄れる。また、近年親子の関係が希薄になっているが、このことにより個人意識が強まる可能性もあるように考える。

そして、子供の姓が両親別々であることにより、姓が違う親に対して阻害感が出てくることを危惧する。実子であっても他の人に誤解が生じ、いじめの原因にもなりかねないことや、子供の姓も選択制であり、子供や孫の姓の取り合いになるなど子供の精神的負担が大きい。同時に、結婚されているか、二人が夫婦なのかも分かりづらい面など問題が生じることが予想される。

よって、結婚時に同姓か別姓かの選択、子供の出生時に子供の姓の選択、姓が途絶える可能性などの精神的負担を万人に負わせる可能性があり、選択制にする必要性が見当たらないことから、選択的夫婦別姓制度を法制化することのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月8日

鹿児島県霧島市議会

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 西岡武夫 殿
法務大臣 柳田 稔 殿